

「学習塾の解答と解説」著作権侵害差止等請求事件：東京地裁平成30(ワ)16791・令和1年5月15日（民40部）判決〈請求棄却〉

【キーワード】

学習塾の試験問題と解説の著作物性（編集著作物）、著作物のライブ映像、複製権、翻案権、著作権法112条1項（差止請求権）、著作権法114条2項（損害額の推定）、本質的特徴の同一性

【事案の概要】

1 本件は、中学校の受験のための学習塾等を運営する原告が、同様に学習塾を運営する被告に対し、被告が、原告の許可なく、別紙1-1及び1-2の各問題及び別紙1-3及び1-4の「解答と解説」と題する各解説を複製して利用した行為が複製権侵害に当たると主張し、また、上記各問題及び上記各解説をインターネット上で動画配信している行為が翻案権侵害に当たると主張し、被告に対し、著作権法112条1項に基づき、上記動画等の配信の差止め及びその予防を求めるとともに、同法114条2項に基づき、損害賠償の一部請求として1500万円及びこれに対する不法行為後の日である平成30年6月13日（訴状送達の日翌日）から支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払を求める事案である。

2 前提事実（当事者間に争いのない事実又は文中に掲記した証拠及び弁論の全趣旨により認定できる事実。なお、本判決を通じ、証拠を摘示する場合には、特に断らない限り、枝番を含むものとする。）

(1) 当事者

ア 原告（株式会社日本入試センター）は、学校法人高宮学園代々木ゼミナールグループの一員であり、中学校受験のためのSAPIX（サピックス）小学部等を運営する株式会社である。

イ 被告（株式会社受験ドクター）は、中学校受験のための学習塾を運営する株式会社である。

(2) 原告作成の問題及び解説

原告は、別紙1-1及び1-2の問題（以下「本件問題」という。甲4の1、5の1）及び別紙1-3及び1-4の「解答と解説」と題する解説（以下「本件解説」という。甲4の2、5の2）を作成した。

(3) 被告の行為

原告は、平成30年4月15日、通塾生及び外部から試験を希望した者を対象に、本件問題を配布してテストを実施し、テスト終了後に本件解説を配布した。被告は、同テストが終了した1時間後に、ウェブ上の動画で本件問題についての解説（以下「被告ライブ解説」という。）を行った（甲1、4、5）。

3 争点

- (1) 本件問題及び本件解説の著作物性の有無
- (2) 複製又は翻案該当性
- (3) 損害の有無及びその額

【判 断】

1 争点(1) (本件問題及び本件解説の著作物性の有無) について

(1) 証拠(甲4の1, 5の1)によれば, 本件問題のうち, 国語Aの[1]は物語文の, 同[2]は論説文の読解問題であり, いずれも問1~10から構成され, 国語Bの[1]は物語文の, 同[2]は説明文の読解問題であり, いずれも問1~5から構成されていることが認められる。

また, 証拠(甲4の2, 5の2)によれば, 本件解説には, 解答部分, 配点部分, 解説部分から構成され, 解説部分には, 設問ごとに, 問題の出題意図, 題材とされた文章のうち着目すべき箇所, 当該箇所に係る文章の理解方法, 正解を導き出すための留意点等が記載されている。

他方, 被告ライブ解説(甲1)は, 本件問題について, 同問題に係るテストの終了後に, 被告の担当者等がウェブ上の動画において口頭でその解説をするものであり, 本件問題及び本件解説が画面上に表示されることはない。

(2) 著作権法12条は, 「編集物…でその素材の選択又は配列によって創作性を有するものは, 著作物として保護する。」と規定するところ, 被告は, 本件問題について, 「どの部分を問題とするのか」, 「何を問うのか」は問題作成におけるアイデアにすぎないとして, 本件問題は編集著作物に該当しないと主張する。

しかし, 国語の問題を作成する場合において, 数多くの作品のうちから問題の題材となる文章を選択した上で, 当該文章から設問を作成するに当たっては, 題材とされる文章のいずれの部分を取り上げ, どのような内容の設問として構成し, その設問をどのような順序で配置するかについては, 作問者が, 問題作成に関する原告の基本方針, 最新の入試動向等に基づき, 様々な選択肢の中から取捨選択し得るものであり, そこには作問者の個性や思想が発揮されているといえることができる。本件問題についても, 題材となる作品の選択, 題材とされた文章のうち設問に取り上げる文又は箇所の選択, 設問の内容, 設問の配列・順序について, 作問者の個性が発揮され, その素材の選択又は配列に創作性があると認めることができる。

したがって, 本件問題は編集著作物に該当する。

(3) 本件解説は, 前記のとおり, 本件問題の各設問について, 問題の出題意図, 正解を導き出すための留意点等について説明するものであり, 各設問について, 一定程度の分量の記載がされているところ, その記載内容は, 各設問の解説としての性質上, 表現の独自性は一定程度制約されるものの, 同一の設問に対して, 受験者に理解しやすいように上記の諸点を説明するための表現方法

や説明の流れ等は様々であり、本件解説についても、受験者に理解しやすいように表現や説明の流れが工夫されるなどしており、そこには作成者の個性等が発揮されているということができる。

したがって、本件解説は創作性を有し、言語の著作物に該当するというべきである。

2 争点(2) (複製又は翻案該当性) について

(1) 複製について

原告は、被告が本件問題及び本件解説の複製を自ら行っているか、仮に、自ら複製行為を行っていないとしても、保護者又は生徒をいわば手足のように利用して複製をさせているのであるから、被告自身が複製を行ったと同視し得ると主張する。

しかし、被告は、複数の原告学習塾の生徒から問題の原本を入手し解説を行っている事実は認めるものの、問題を複製した事実は否認するところ、本件においては、被告が自ら本件問題及び本件解説文を複製したと認めるに足りる証拠はない。

また、被告が、指導者としての強い立場を利用し、保護者又は生徒に本件問題等の複製を依頼し、あるいは、複製の費用を負担し、金銭や便宜を供与するなどの働きかけをして保護者や生徒に本件問題等の複製を依頼したとの事実を認めるに足りる証拠もない。そうすると、仮に、保護者又は生徒が本件問題等の複製を行い、複製した本件問題の写しを被告に交付したとしても、そのことから直ちに被告自身が複製を行ったと同視することはできない。

したがって、被告が原告の有する複製権を侵害したとの主張は理由がない。

(2) 翻案について

ア 著作物の翻案（著作権法27条）とは、既存の著作物に依拠し、かつ、その表現上の本質的な特徴の同一性を維持しつつ、具体的な表現に修正、増減、変更等を加えて、新たに思想又は感情を創作的に表現することにより、これに接する者が既存の著作物の表現上の本質的な特徴を直接感得することのできる別の著作物を創作する行為をいう（最高裁平成11年（受）第922号同13年6月28日第一小法廷判決・民集55巻4号837頁参照）。

イ 被告ライブ解説においては、前記1(1)のとおり、本件問題の全部又は一部の画像を表示しておらず、また、口頭で本件問題の全部又は一部を読み上げるなどの行為もしていない。そうすると、被告ライブ解説は本件問題の本質的な特徴の同一性を維持しているということはできず、被告ライブ解説に接する者が本件問題の素材の選択又は配列に係る本質的な特徴を直接感得することができるということはできない。

したがって、被告ライブ解説が本件問題を翻案したものであるとは認められない。

ウ 本件解説に関し、原告は、被告ライブ解説と本件解説は同様の問題について、同じ視点から解説したものであり、同じ目的の下、同じ解答に至る考え

方を説明したものであるから、その本質的な特徴は同一であると主張する。

しかし、原告が翻案権侵害を主張する設問について、本件解説と被告ライブ解説の対応する記載を対比しても、表現が共通する部分はほとんどない。例えば、国語Aの1の問5に関する本件解説と被告ライブ解説を比較しても、共通する表現は「険のある」、「祐介」など、ごくわずかな部分にすぎず、被告ライブ解説が本件解説の本質的特徴の同一性を維持しているということとはできない。本件解説の他の設問に係る部分についても、本件解説と被告ライブ解説とで表現が共通する部分はほとんど存在せず、当該各設問に係る被告ライブ解説が本件解説の本質的特徴の同一性を維持しているということとはできない。

したがって、本件ライブ解説が本件解説を翻案したものであるとは認められない。

3 結論

以上によれば、原告の請求はいずれも理由がないから棄却することとし、主文のとおり判決する。

【論 評】

1. 業界で競合する学習塾の一方が、他方が行った不法行為に対して、著作権法において複製権侵害と翻案権侵害に該当すると主張し、法112条1項に基づいて差止請求権と法114条2項に基づいて損害賠償請求権を行使した事案である。

即ち、原告は被告が原告の許可なく、「解答と解説」と題するものを複製して利用した行為は複製権侵害に当たり、また各問題と各解説をネット上で動画配信した行為は翻案権侵害に当たると主張したのに対し、裁判所は、原告が出題した試験問題は「編集著作物」に該当することを認め、その解説については創作性を有する言語の著作物に該当すると認定したのである。

2. しかしながら、裁判所は審理したところ、被告は複数の原告塾の生徒から問題の原本を入手し解説をしている事実は認められるとしたものの、問題を複製した事実は否認しているから、被告が自ら、本件問題と本件解説文とを複製したと認定できる証拠はないと判示したのである。

また裁判所は、被告が保護者や生徒に本件問題等の複製を依頼したり、または金銭等を供与するなどの働きをかけて、保護者や生徒に本件問題等の複製を依頼したとの事実を認めるに足りる証拠もない、と認定したのである。

そうすると、仮に、保護者や生徒が本件問題等の複製を行い、複製した本件問題の写しを被告に交付したとしても、そのことが直ちに被告自身が複製したと同視することはできない、と判示したのである。

3. さらに翻案について、裁判所は、被告のライブ解説においては、本件問題の

全部又は一部の画像を表示せず、また口頭で本件問題の全部又は一部を読み上げてはいないから、被告のライブ解説に接する者が、本件問題の素材の選択や配列に係る本質的な特徴を直接感得することができるということとはできない、と判示しているのである。そうすると、被告のライブ解説は、本件問題を翻案したものであるとは認められない、と判示したのである。

これについて裁判所は、原告が翻案権侵害を主張する設問について、本件解説と被告のライブ解説の対応する記載を対比しても、表現が共通する部分はほとんどない、と判示している。その結果、本件ライブ解説は本件解説を翻案したものではないと認定したのである。

4. しかしながら、複製、翻案の事実認定いかんについては疑義があったことから、本件判決は知財高裁に控訴されたのである。

〔牛木 理一〕

1 次の文章を読んで、あとの問いに答えなさい。

「ハルビと指示が解を片づけながら、辞書とメモとの関連性というテーマまであるでもない。でもでもない話しか合っている。」

「やっぱ、辞書が強いとモテるのさ。」

「ハルビが真剣な顔で言う。」

5 「ああ、俺はんなら関係ないことないだ。俺は俺の強いからって言うのさ。」

「サッカードが入る奴ってやつぱりモテたいって気持ちがあると思ってるよ。僕見てもいいけど、でもさ、モテたくて、辞書始めるっていいよ。」

「だいたい、だよな。」

10 辞書に頼られて、俺はどきどきした。自分を念のための中に入れてくれていたとは思わなかったのだ。

「……そう、だね。俺、あんまりそういうことを考えたことなくて。」

「だよな。」

15 「お前、マジで笑ったのか。」

「……」

「俺の大声に視線を向け、俺は驚きついた。そこにいたのは、中華時代のパレートの始末だった。自分の「レ」にして、スパイクをぶつくとを「練習」だと口を相手だた。もろもろが解っているというの。俺を見た瞬間、今にだけ降り降りさな思いつきで、必死に笑って、金を元手にしようとしていたあの自分が解明に思いついた。先輩に背を向けて、息を殺す。先輩が立ち去ると、**2**「万が逃げた。」

20 そう思った次の瞬間、近づいてきたのが、部屋中に響く声で、「お前いじめられてたんだって」と言った。

25 「……」

「……」

「……」

30 「……」

16 「……」

17 「……」

18 「……」

19 「……」

20 「……」

21 「……」

22 「……」

23 「……」

24 「……」

25 「……」

26 「……」

27 「……」

28 「……」

29 「……」

30 「……」

第1回志望校判定サピックスオープン

(2018年四月十五日実施)

6年

国語 A

(時間……35分)

名前

- 注意
- 1 名前や番号などは解答用紙と問題用紙の両方に書きなさい。
 - 2 指示があるまで問題用紙を開かないようにしなさい。
 - 3 問題は二ページから十ページまであります。
 - 4 「始め」という合図で始め、答えはすべて解答用紙に入しなさい。
 - 5 解答はすべて解答らんにおさまるように、こく、はつきりと書きなさい。
 - 6 一行のらんに二行以上書いたり、解答らんの行数を増やしたりしてはいけません。
 - 7 文字はていねいに書きなさい。
 - 8 用があるときは勢かに手をあげなさい。
 - 9 字数制限のある問題では、句読点などの符号もすべて字数に含めて考えなさい。
 - 10 「やめ」という合図で、すぐに鉛筆をおきなさい。

